

「地域生活定着支援センター（仮称）」に関する要望書

2009年（平成21年）2月19日

日本弁護士連合会

当連合会は、罪を犯して服役した障害者・高齢者等支援を必要とする人たちのために2009年7月以降全ての都道府県に設置することが予定されている地域生活定着支援センター（仮称。以下「センター」という。）について、以下のとおり要望する。

要望の趣旨

- 1 この新しい事業の対象とされている障害者・高齢者等（以下「要支援者」という。）への支援は、質的にも量的にもかなりの労力を必要とするものであることから、センターの職責を十分担い得る力量と理念を持った団体、法人等が都道府県からの委託先となるようにすること
- 2 センターにおいて、業務に従事する職員には、福祉の分野での知識と経験、人間に対する高い洞察力のみならず、法的な知識等の高い資質と、積極的な行動力が求められる。このような高い資質、行動力を有する人材を十分登用（配置）し、継続的に育成するために必要な方策を講ずるためには、十分な財政的裏付けが必要であるが、現在、予定されている国の1年間の補助金予算は1都道府県あたり1700万円（年度の中途に開始される初年度は1300万円）であり、このような規模の予算では、センターの職責を十分果たす人材を確保することは困難と考える。よって、速やかに十分な予算措置を講ずること
- 3 要支援受刑者の多くは、被疑者、被告人の段階から福祉的なサービスや支援を必要とする者が少なくない。今後は、早急にこのような者に対しても、適切な時期に迅速に適切なサービス、支援を行ない得る体制を整備すること

要望の理由

- 1 近年、刑務所の受刑者は増加の一途を辿っている。また、高齢者や障害者等の支援を必要とする受刑者の数も大幅に増加している。すなわち、刑務所の受刑者は約4万3000人（1989年）から約7万1000人（2007年）となっており、この18年間で約2万8000人増加したが、これに伴い、60歳以上の高齢受刑者も約1800人（1989年）から約9400人（2007年）となり5倍以上にもなっている。

さらに、2006年に刑務所を出所した者（約3万500人）のうち、満期出所者は約1万4500人、内約7200人は引受人のいない者、内約1000人は高齢者、障害者等であり、また、2002年に出所した受刑者（約2万7300人）のうち65歳以上の高齢者約590名について、その後の生活状況を確認したところ約70%に相当する約410名の者が、再犯のた

め刑務所に再入所している事実がそれぞれ明らかになった。

また、2006年に行なわれた矯正施設に収容されている知的障害者の実態調査によれば受刑者のうち410名が知的障害者またはそれを疑われる者であり、そのうち療育手帳を所持している者は26名であり、全体のわずか6%に過ぎないこと、その犯した罪名の43.4%が窃盗であり、無銭飲食・無賃乗車等の6.8%と併せると全体の約50%を占めること、出所時から再犯に至るまでの期間3ヶ月以内が32.3%、1年未満が60%であり短期間のうちに再犯に至っていることがそれぞれ明らかになった（矯正統計年報、保護統計年報、法務省の特別調査の結果等）。

2 刑務所からの出所者への社会復帰、定着に向けた取組みはもともと国の重要な責務であるところ、以上のような状況下において、刑務所の出所者に対する公的な支援の必要性が増大しつつあったが、今般、法務省と厚生労働省は、刑務所を出所した要支援者に対する対策として、以下のような新しい支援策をとりまとめた。

(1) 全国の刑務所に社会福祉士を配置し、支援の必要な受刑者の一人ひとりについて、出所後を見据えた様々な支援を行ない、出所後の具体的な生活設計に関する指導を行う。

(2) 各都道府県に1ヶ所ずつ「地域生活定着支援センター（仮称）」を設置し、刑務所に配置される社会福祉士や更生保護施設に配置される社会福祉士と連携しながら、要支援者の必要に応じ、福祉的な支援等に結びつけ、あるいは社会生活に適応するための指導・訓練を受けさせるなどして、地域において安定した生活を送れるよう支援する。

3 以上の新しい支援策は、要支援者を、迅速かつ円滑に適切な福祉サービスに結びつけ、社会内あるいは地域内で安定した生活を送れるようにするものであり、再犯防止、社会防衛という司法的な観点からのみならず、要支援者にとってはその権利擁護という視点からも極めて重要なものである。当連合会は、2005年11月11日鳥取市にて開催された人権擁護大会で採択した「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」において、年齢や障がいの有無に関わらず「地域で暮らす権利」は憲法や国際人権条約・国連諸原則の要請する基本的な人権であることを確認したが、新しい支援策は、このような視点に立つものでなければならぬのである。

当連合会は、この新しい支援策の運営にあたっては、以上のような視点を踏まえつつ、以下の課題について速やかに十分な手当てをする必要があると考える。

(1) この事業を実施する主体は都道府県とされているものの実際は都道府県から委託された組織が運営することが予定されており、その結果、様々な団体・法人が委託先となる可能性がある。しかし重要なことは、この事業による支援の対象者は、多種多様の、あるいは複合する課題を有していることが少なくなく、限られた時間の中で要支援者の持つ課題を分析し、課

題の克服ないし解決のために適切な方策（プラン）を検討して確定し，実行に移していくこと，プラン実行だけでなく，その後も継続して地域生活定着のため必要なあるいは相当と考えられる支援を行なっていくことが求められる。この事業を実施する主体はかなり広く認められており，様々な団体・法人がセンターとなる可能性があるが，このような支援が実現できる力量と理念を兼ね備えた団体・法人等が委託先となるよう十分配慮しなければならない。

従って，都道府県がこの新しい事業を他の組織に委託する場合の基準を定めるにあたっては以上の要請を十分充たすものとなるよう特に留意しなければならない。

- (2) さらに，上記の委託先となる団体・法人等がセンターに登用（配置）する職員についても，この重責を担うことができる高い資質と経験に裏付けられた能力と，限られた時間の中で必要とされる条件整備をするための行動力を兼ね備えた者でなければならない。重責を担う職員の待遇が，業務の内容と均衡のとれたものであることはもちろん，センター業務を担う職員を育成するための研修等の機会を保障し，資質と能力を備えた者を十分確保する必要がある。このような必要性を充たすためには，相応の予算措置を講ずる必要があるが，残念ながら，現在それに応え得る予算措置は，講じられていない。直ちに，十分な予算措置を講ずるべく見直し作業を行なうのが相当である。
- (3) 加えて，要支援者の中には，その刑が確定する以前の被疑者，被告人等の段階において，福祉的な視点に立脚した支援を必要としたと思われる者が少なくない。今回の事業は刑務所の出所者を対象とするものであり，上記の者を直接の対象とはしていない。今後可及的速やかに，被疑者，被告人段階で支援を必要とする者についても，今回の事業の目的の一つとして加えるのが相当である。

最後に，この新しい制度は短期間のうちにまとめられ，実施されることになったものであり地域住民がこの制度の意義を十分理解する機会が与えられていないように思われる。以上の3点の課題への取組みと並行して地域住民に対し理解を求める取組みを行うことも重要と考えられる。

以上